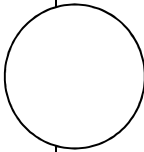



様式

表

		第 号
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律		
第 166 条第 11 項の規定による		
立 入 検 査 証		
写 真		押 出 ス タ ン プ
		職名及び氏名
		年 月 日生
		年 月 日交付
		発行者 

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
抜粋

第 149 条 エネルギー消費機器等のうち、自動車（エネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器であつてそのエネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定エネルギー消費機器」という。）及び我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器に係る関係機器であつてそのエネルギー消費関係性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定関係機器」という。）については、経済産業大臣（自動車及びこれに係る特定関係機器にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この章及び第 166 条第 10 項において同じ。）は、特定エネルギー消費機器及び特定関係機器（以下「特定エネルギー消費機器等」という。）ごとに、そのエネルギー消費性能又はエネルギー消費関係性能（以下「エネルギー消費性能等」という。）の向上に関しエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第 166 条 3 主務大臣は、第 3 章第 1 節（第 7 条第 1 項及び第 5 項、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項及び第 3 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項及び第 3 項、第 14 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 4 項、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項及び第 3 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項及び第 3 項、第 26 条第 1 項、第 32 条第 1 項、第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項及び第 3 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 3 項、第 38 条第 1 項、第 43 条第 1 項及び第 3 項、第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項及び第 3 項、第 47 条第 1 項並びに第 54 条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は第 50 条第 1 項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

6 国土交通大臣は、第 105 条第 1 項及び第 4 項、第 129 条第 1 項及び第 4 項並びに第 143 条第 1 項及び第 5 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者若しくは航空輸送事業者（以下この項において単に「輸送事業者」という。）に対し、貨物若しくは旅客の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所若しくは輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 国土交通大臣は、第 4 章（第 105 条第 1 項及び第 4 項、第 1 節第 2 款、第 129 条第 1 項及び第 4 項、第 142 条並びに第 143 条第 1 項及び第 5 項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定貨物輸送

事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者、管理関係貨客輸送事業者、第 138 条第 1 項の認定を受けた貨客輸送事業者（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。）若しくは特定航空輸送事業者（以下この項において「特定貨物輸送事業者等」という。）に対し、貨物若しくは旅客の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定貨物輸送事業者等の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所若しくは輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

9 主務大臣は、第 4 章第 1 節第 2 款（第 113 条第 1 項及び第 4 項並びに第 125 条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主若しくは第 121 条第 1 項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この項において「特定荷主等」という。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10 経済産業大臣は、第 6 章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

12 第 1 項から第 10 項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 171 条 第 3 章第 1 節（第 5 条第 1 項を除く。）及び第 4 節並びに第 166 条第 3 項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

3 第 4 章第 1 節第 2 款及び第 166 条第 9 項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

5 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第 175 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

三 第 16 条第 1 項（第 52 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 28 条第 1 項（第 52 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 40 条第 1 項（第 52 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 53 条、第 107 条第 1 項（第 140 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 115 条第 1 項（第 123 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 119 条第 1 項（第 123 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 124 条、第 131 条第 1 項（第 140 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 136 条第 1 項（第 140 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 141 条、第 145 条第 1 項若しくは第 166 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 5 項から第 10 項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 5 項から第 10 項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 7 とすること。